

1. 「クレジットカードで支払う」とは
2. カードを他人に使われないために
3. 一括払いとリボ払い
4. 債務の支払いが遅れると
5. スマホ等の「個別クレジット」
6. 債務を負わせる悪質商法

2023年4月

1

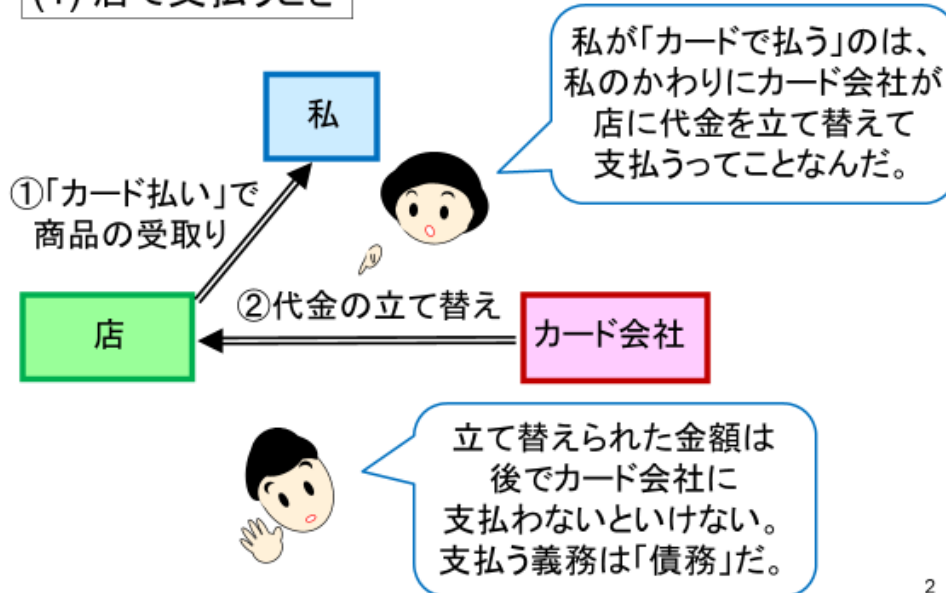
今日は、クレジットカードの不正利用や債務から身を守るためにはどうしたらいいか、ここに書いてある6つの項目について、考えてみます。

1. クレジットカードで支払うというのは、どういうことでしょうか。
2. カードを他人に使われるとは、どういうことでしょうか。
他人に使われないためには、どうしたらよいのでしょうか。
3. 一括払いとリボ払いについて、聞いたことはありますか？
どう違うのでしょうか。
4. 債務の支払いが遅れるというのは、どういうことでしょうか。
債務の支払が遅れると、どうなるのでしょうか。
5. スマホ等の「個別クレジット」とは、いったい何でしょうか。
6. 債務を負わせる悪質商法は、どんな手口を使うのでしょうか。

まず、クレジットカードで支払うとはどういうことか、考えてみます。

1. 「クレジットカードで支払う」とは

(1) 店で支払うとき



2

クレジットカードの仕組みを、簡単な図にしました。

まず、店で支払うときについてです。

私が店で、

①のように、「カード払い」で商品を受け取ると、

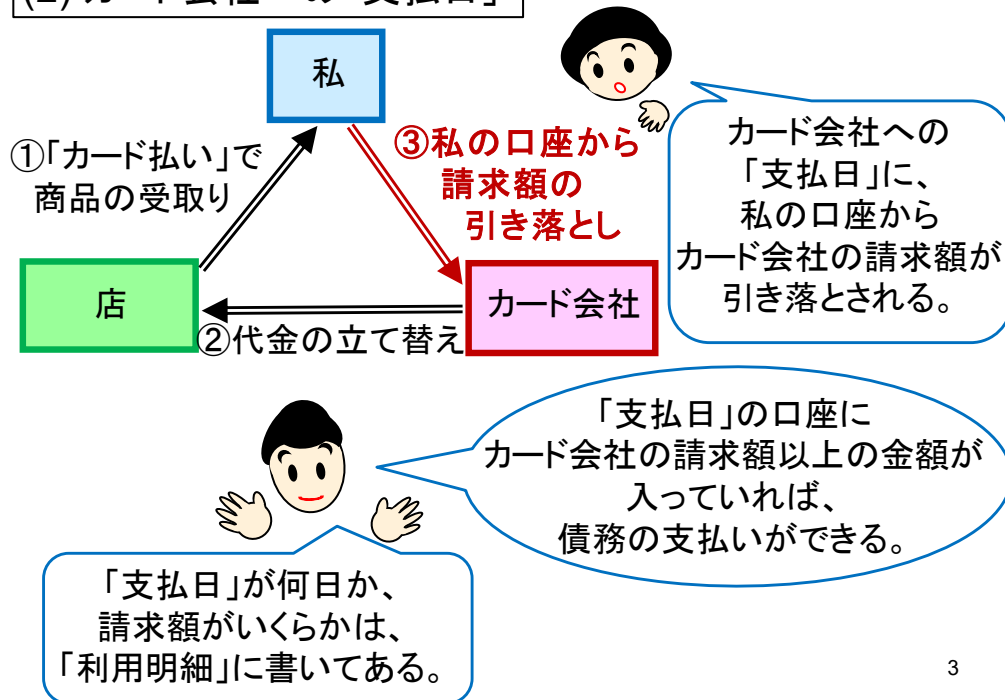
②のように、カード会社がお店に代金を立て替えて支払います。

このとき、立て替えられた代金は、私がカード会社に後で支払わないといけないことになります。

支払う義務のことを「債務」といいますから、私は、カード会社に債務を負っているということになります。

これは、お店に行って商品を買って支払うときだけでなく、オンラインショップで支払う時や、レストランなどのサービスに対して支払う時も同じです。

(2) カード会社への「支払日」



3

店でカードで支払った後に、私がカード会社に支払わなければいけない日がやってきます。

これが、カード会社への「支払日」です。

「支払日」がくると、この図の③にあるように、私の口座から、カード会社の請求額が引き落とされます。

請求額が引き落とされる口座は、クレジットカードを作るときに、カード会社に登録した銀行の口座です。

「支払日」の口座に、カード会社の請求額以上の金額がちゃんと入っていれば、債務の支払いができたということになります。

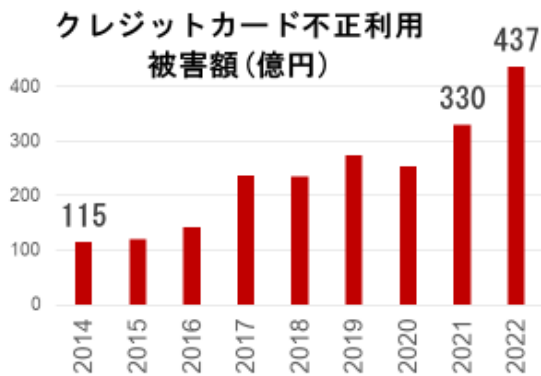
カード会社への「支払日」が何日かとか、今月の請求額がいくらかとかは、カード会社の「利用明細」に書いてあります。

「利用明細」は、契約によって、カード会社のサイトに入って見る場合や、カード会社から郵送されてくる場合があります。

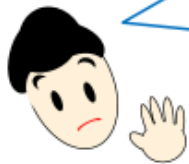
簡単にまとめると、クレジットカードで支払うというのは、①の「カード払い」で終わりではなく、

③の請求額の引き落としがあるということです。

2.カードを 他人に使われないために



「利用明細」をよく見て、
もし、私が使っていない
金額があったら、
カード会社に連絡しないと
他人に使われた金額も
私の債務になって、
私の口座から
引き落とされちゃう。



情報管理が弱い通販サイトから
カード番号が盗まれることがある。
オンラインで支払うときは、
信頼できるサイトを選ばないと。



4

次に、カードを他人に使われないためにどうしたらよいか考えます。
最近、クレジットカードを他人に使われてしまう不正利用の被害が増えています。

このグラフを見てください。

2022年は、一年間の被害額が437億円になってしまいました。

前の年から100億円以上増えています。

2014年の被害額の3.8倍です。

「利用明細」をよく見て、

もし、自分が使っていない金額があったら、カード会社に連絡しましょう。

自分が使っていない金額が「利用明細」に入っているのに、気がつかないでいると、

他人に使われた金額も、自分の債務になって、口座から引き落とされてしまいます。

情報管理の弱い通販サイトに犯人が侵入して、カード番号などの個人情報が盗まれることがあります。

オンラインで支払ときは、信頼できるサイトを選ばないと、被害者になってしまう危険があります。

カード会社の名前で、こんなメールが届いたらどうする？

このたび、ご本人様のご利用か確認させていただきたいお取引がありましたので、ご利用を制限させていただきました。

以下へアクセスの上、ご利用確認にご協力をお願いいたします。ご回答いただけない場合、ご利用制限が継続されることもございます。

<カード会社のサイトのように見えるアドレス>



このアドレス、実は犯人のサイト。開くと、カード番号を入力するように求められて、入力したら番号を盗まれ、不正利用される。



メールのリンクは、開くと危ないね。

また、カード番号を書いてしまって被害を受けることがあります。たとえば、カード会社の名前で、こんなメールが届いたら、どうしますか？メールを読んでみます。

このたび、ご本人様のご利用か確認させていただきたいお取引がありましたので、ご利用を制限させていただきました。

以下へアクセスの上、ご利用確認にご協力をお願いいたします。ご回答いただけない場合、ご利用制限が継続されることもございます。

こんなメールに、カード会社のサイトのように見えるアドレスがついています。

でも、このメールは、実は、カード番号を盗もうとする犯人が、カード会社になりすまして送ったものです。

このアドレスを開くと、犯人のサイトに入ってしまう。

そこで、カード番号などの個人情報を入力するように言われて、入力すると、そのカード番号を盗まれて、不正利用されてしまいます。

メールのリンクは開くとあぶないので、こんなメールが届いたら、削除しましょう。

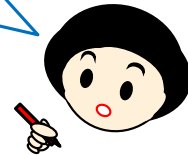
3.一括払いとリボ払い



一括払いなら、
手数料がいらなし、
その月の請求額を支払えば、
債務が残らない。

クレジットカード会社には、加盟店を調査して
悪質商法だとわかったら、カードを使えなくすることが
法律で義務づけられている。
そこは現金より安心だ。

リボ払いにしたいなって思ったときは、
あとで債務を支払えるか計算しとかないと。



6

3つ目の項目は、一括払いとリボ払いです。

クレジットカードには、いろいろな支払い方があり、その代表的なものに、一括払いとリボ払いがあります。

一括払いは、手数料がかかりません。

その月の請求額を、カード会社の支払日に支払ってしまえば、それで、債務はなくなり、債務が残りません。

クレジットカードには、カード会社が加盟店を調査して、悪質商法だとわかったらカードを使えなくすることが法律で義務づけられているなど、現金払いより安心なこともあります。

リボ払いは、あとに債務が残るので、支払えるかどうか、計算してみましよう。

リボ払いの計算例



18歳のとき、
4月に4万円、6月に6万円、10月に8万円の商品を、
月々の支払額が毎月5千円のリボ払いで買ったとします。
手数料は、年15%です。
その後はリボ払いでは何も買わずに、支払いだけ続ける
とします。

1. 手数料はいくらかかるでしょうか。
A. 数千円 B. 1-2万円 C. 3万円以上
2. 何歳で支払い終わるでしょうか。(1月生まれとします。)

7

リボ払いの例について、計算してみます。

18歳のとき、4月に4万円、6月に6万円、10月に8万円の商品を、
月々の支払額が毎月5千円のリボ払いで買ったとします。

手数料は、年15%です。

その後はリボ払いでは何も買わずに、支払いだけ続けるとします。

手数料はいくらかかるでしょうか。

- A. 数千円 B. 1-2万円 C. 3万円以上

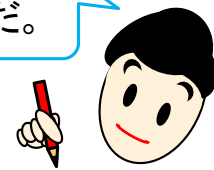
2. 何歳で支払い終わるでしょうか。

1月生まれとします。

えーと、手数料が一年で15%ということは、0.15。
1ヶ月当たりだと、これを12か月で割ればいいね。



うん。0.15 ÷ 12は・・・0.0125だ。



ということは、最初の月は、
債務残高が、最初の買い物の金額、
つまり40,000円だから、
これに0.0125をかけると・・・
手数料は500円でこと?

8

手数料が一年で15%ということは、0.15。
一か月ではその12分の一で、0.0125なので、
最初の月の手数料は、債務残高の4万円に0.0125をかけた、500円です。

「リボ払い」の支払額を試算：1年目

		購入金額	定額支払	手数料	支払合計	債務残高
年齢	月					
18歳	4	40,000	0	0	0	40,000
	5		5,000	500	5,500	35,000
	6	60,000	5,000	438	5,438	90,000
	7		5,000	1,125	6,125	85,000
	8		5,000	1,063	6,063	80,000
	9		5,000	1,000	6,000	75,000
	10	80,000	5,000	938	5,938	150,000
	11		5,000	1,875	6,875	145,000
	12		5,000	1,813	6,813	140,000

18歳の12月、14万円の債務がある。

9

こうして、毎月の購入金額と、カード会社への支払日に支払う定額支払と、手数料を計算し、支払合計と債務残高を計算すると、

18歳の12月の債務残高は、14万円です。

つまり、これから支払わなければならない債務が、14万円あります。

「リボ払い」の支払額を試算:2年目

年齢	月	購入金額	定額支払手数料	支払合計	債務残高	
19歳	1		5,000	1,750	6,750	135,000
	2		5,000	1,688	6,688	130,000
	3		5,000	1,625	6,625	125,000
	4		5,000	1,563	6,563	120,000
	5		5,000	1,500	6,500	115,000
	6		5,000	1,438	6,438	110,000
	7		5,000	1,375	6,375	105,000
	8		5,000	1,313	6,313	100,000
	9		5,000	1,250	6,250	95,000
	10		5,000	1,188	6,188	90,000
	11		5,000	1,125	6,125	85,000
	12		5,000	1,063	6,063	80,000

19歳の12月、まだ8万円の債務がある。

10

19歳の12月には、まだ8万円の債務があります。

「リボ払い」の支払額を試算:3年目

年齢	月	購入金額	定額支払手数料	支払合計	債務残高	
20歳	1		5,000	1,000	6,000	75,000
	2		5,000	938	5,938	70,000
	3		5,000	875	5,875	65,000
	4		5,000	813	5,813	60,000
	5		5,000	750	5,750	55,000
	6		5,000	688	5,688	50,000
	7		5,000	625	5,625	45,000
	8		5,000	563	5,563	40,000
	9		5,000	500	5,500	35,000
	10		5,000	438	5,438	30,000
	11		5,000	375	5,375	25,000
	12		5,000	313	5,313	20,000

20歳の12月、まだ2万円の債務がある。

11

20歳の12月には、まだ2万円の債務があります。

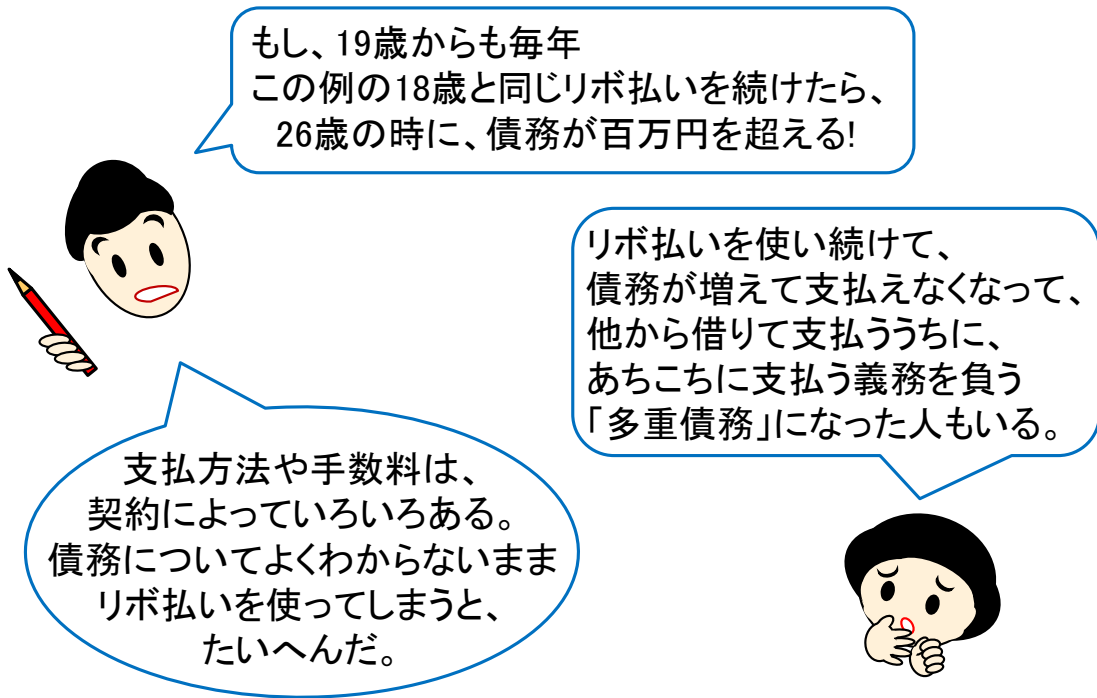
「リボ払い」の支払額の試算:4年目

年齢	月	購入金額	定額支払	手数料	支払合計	債務残高
21歳	1		5,000	250	5,250	15,000
	2		5,000	188	5,188	10,000
	3		5,000	125	5,125	5,000
	4		5,000	63	5,063	0
	計	180,000	180,000	34,125	214,125	

21歳の4月に、やっと債務がなくなる。
 購入金額は、4万円と6万円と8万円、合計18万円。
 支払は、合計21万4千125円。
手数料が、3万4千125円かかる。

12

21歳の4月に、やっと債務がなくなります。
 購入金額は、4万円と6万円と8万円、合計18万円でした。
 でも、支払は、合計21万4千125円です。
 手数料が、3万4千125円かかっています。

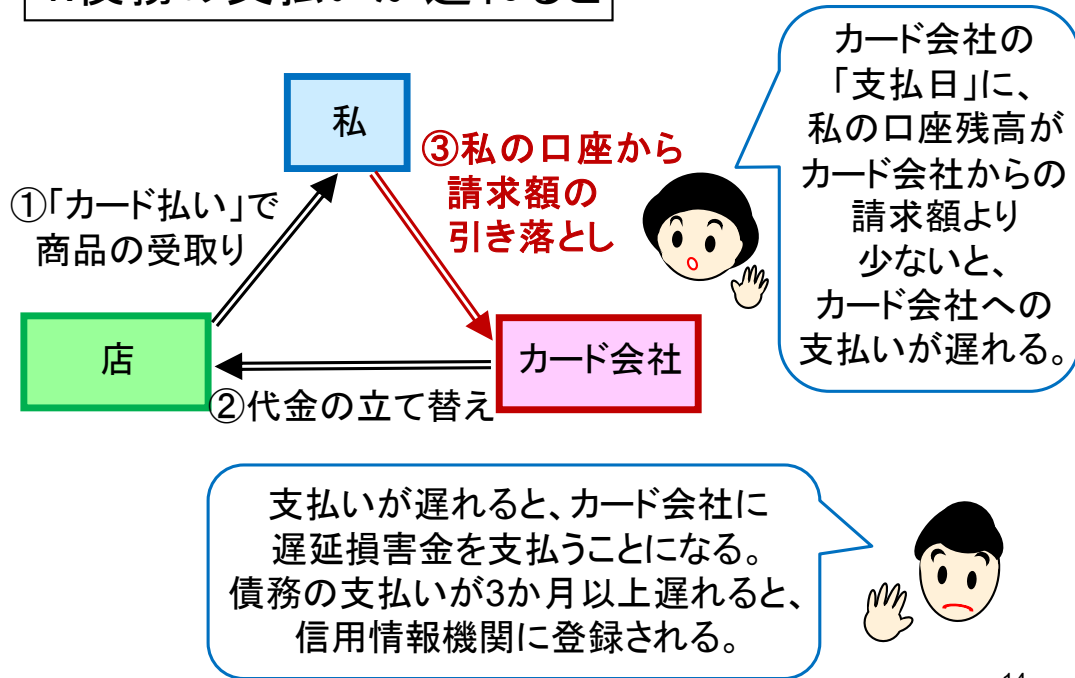


もし、19歳以降も毎年この例と同じリボ払いを続けたら、
26歳の時に、債務が百万円を超える計算になります。

リボ払いを使い続けて、債務が増えて、他から借りて支払ったりしているうちに、
あちこちに支払う義務を負う「多重債務」になってしまった人もいます。

支払方法や手数料などは、契約によっていろいろあります。
債務についてよくわからないままリボ払いを使ってしまうと、あとでたいへん
困ることになります。

4.債務の支払いが遅れると



債務の支払いが遅れたら、どうなるでしょうか。

まず、クレジットカードの例を見てみましょう。

「支払日」に、私の口座残高がカード会社からの請求額より少ないと、カード会社への支払いが遅れます。

支払いが遅れると、カード会社に、遅延損害金を支払うことになります。

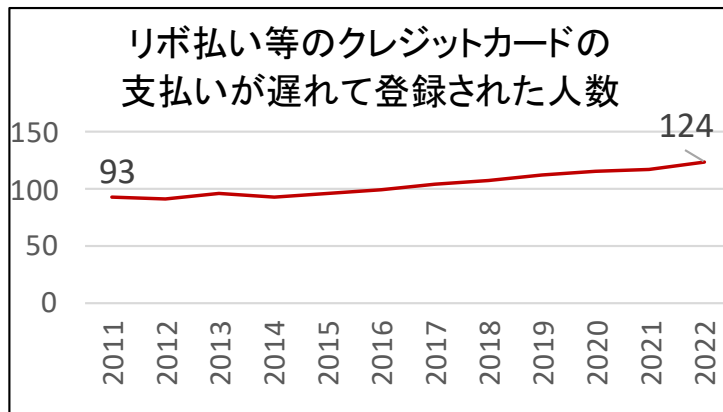
支払いが3か月以上遅れると、信用情報機関に登録されます。

債務の支払いが遅れて信用情報機関に登録されると・・・



自動車ローンを借りにくくなる。

クレジットカードを作ろうとして
申し込んでも断られるかも。



15

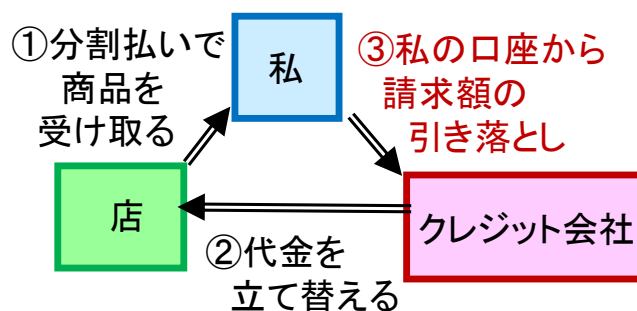
債務の支払いが遅れて信用情報機関に登録されると、
自動車ローンを借りにくくなったり、クレジットカードを作ろうとして申し込んでも断られたりするかもしれません。
リボ払いなどのクレジットカードの支払いが遅れて登録された人数は増えていて、
2022年には124万人になりました。

5.スマホ等の「個別クレジット」

スマホの購入代金は、一度に払わず、分割(個別クレジット)払いが多い。クレジット会社への支払い額は、通信料金と同時に毎月引き落とされる。



支払日に、口座のお金が足りないと債務の支払いが遅れる。



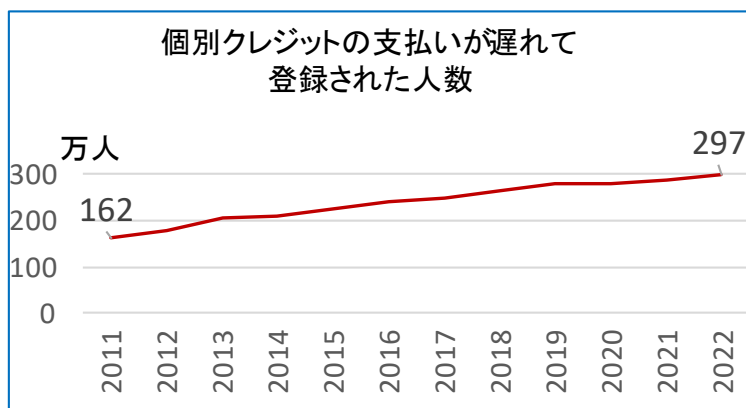
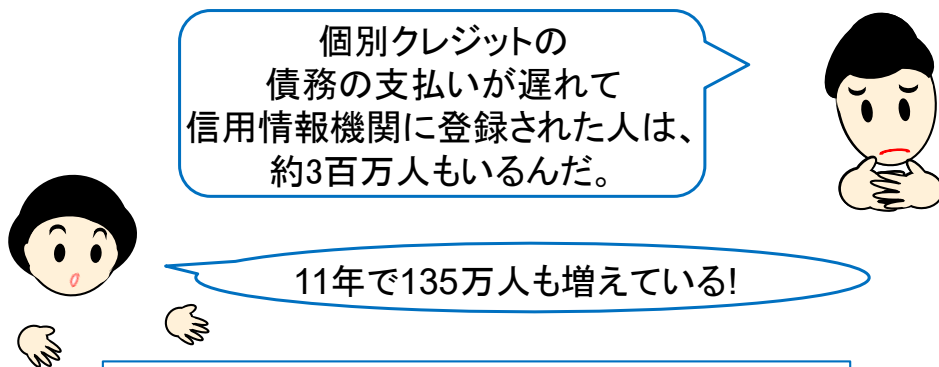
16

クレジットカードのほかに、「個別クレジット」と呼ばれるクレジットもあります。

たとえば、新しいスマホを契約するとき、スマホの購入代金を一度に払わず、分割払い、つまりクレジット払いにすることがよくあります。

その個別クレジット会社への支払金額も、毎月の通信料金といっしょに、口座から引き落とされます。

クレジット会社への支払日に、口座のお金が足りないと、債務の支払いが遅れることになります。



17

「個別クレジット」も、債務の支払いが3か月以上遅れると、信用情報機関に登録されます。

個別クレジットの債務の支払いが遅れて、信用情報機関に登録された人は、約3百万人もいます。

2011年から2023年の11年間で、135万人も増えました。

(参考)

クレジットの支払いが滞ると信用情報機関に登録されるのは、なぜだと思いますか。

以前、うそをついておどす悪質な勧誘を受けて何度もクレジットで支払い続け、

クレジット会社に何千万円もの債務を負った家族がありました。

その家族は、クレジットの債務を支払えなくなり、クレジット会社に自宅を売られてしまいそうになりました。

こんなことがまた起きないように、債務が支払えなくなったら登録して、債務がもっと増えて更に困ることになりにくくしたわけです。

6.債務を負わせる悪質商法

若者をねらう悪質商法は、債務を負わせるものが多い。



私には、
収入も貯金も少なくても、
未来がある。
そんな未来の私に
支払わせようとするのかも。

何回分ものサービスを合わせて、
一度に高額な契約をさせて、
クレジットで支払わせる手口がある。
そんなに高額にならないように
一回ごとか一月ごとの契約にしよう。



18

6番目、最後の項目は、「債務を負わせる悪質商法」です。

若者をねらった悪質商法には、債務を負わせるものが多くあります。なぜでしょう。

若者には、収入も貯金も少なくても、未来があります。

だから、悪質商法の犯人は、若者をだまして債務を負わせ、あとで支払わせようとするのかもしれません。

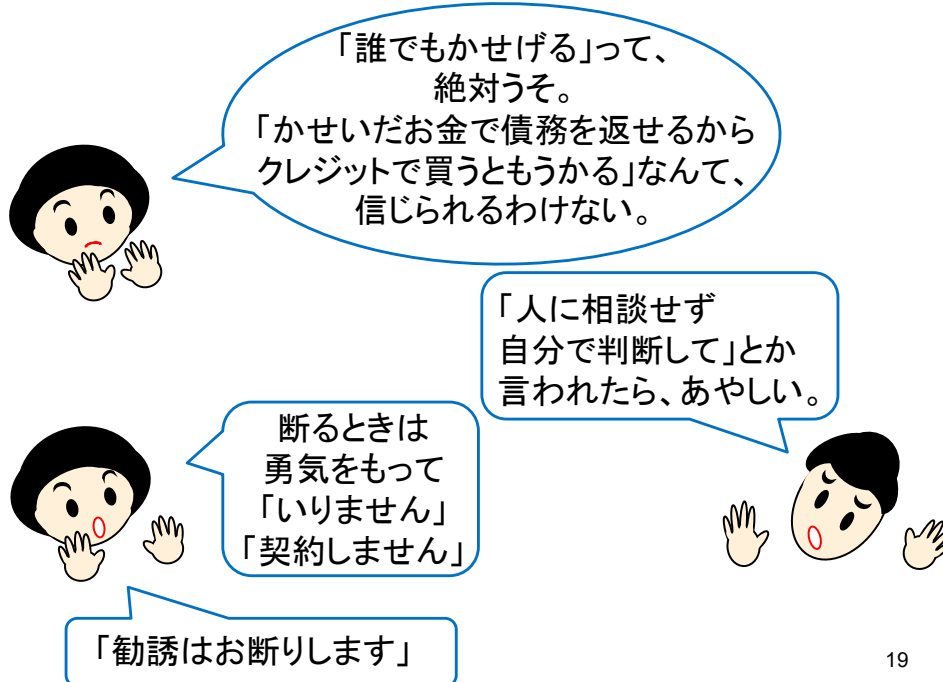
その手口を見てみましょう。

クレジットは、商品を買う時のほか、サービスを契約する時にも使われます。その中には、一回ごとに契約するより安くなると言われて、何回分ものサービスを一度に契約し、

高額な代金を分割払いやリボ払いなどのクレジットで払う契約があります。こんな契約をした後、解約しても手続きが難しく解約できなかつたり、解約できても高い手数料をとられたりした人がいます。

そんなに高額な契約にならないように、一回ごとかひと月ごとの契約にするといいですね。

若者をねらうマルチ商法や情報商材も。



「かせげる」と言われてマルチ商法や情報商材の契約をしてしまった人がいますが、「誰でもかせげる」という話は、絶対うそです。

「かせいだお金で債務を返せるから」と言われたことを信じてリボ払いや分割払いにしたけれど、そんな収入はなかったという人は大勢います。こんな話は、信じられるわけがありません。

若者をねらった悪質商法の犯人の多くは、「おとななんだから自分で判断して」とか言って、家族などに相談させないようにします。

誰かに相談されて、悪質商法だとばれるのが、こわいからでしょう。

良心的な相手なら、「どうぞ、家族でも友達でも相談してください。」と言うはずですが。

もし、「だれにも相談しないで」と言われたら、あやしいと考えましょう。

わからないのは、はずかしいことではありません。

デジタル技術やグローバル化が急速に進み、新しい取引が次々に出てくる中で、わからないことが多いのは、私たちみんなです。

ほかの人にも相談しながら考えましょう。

本当に未来の自分のためになると思えなければ、勇気をもって「いいません」「契約しません。」と言いましょう。

それでも勧められたら、「勧誘はお断りします。」と言いましょう。

188 に電話→消費生活センターにつながる。
経済産業省にも、消費者相談室あり。

クレジットカードの不正利用や
多重債務から身を守るのは、
今の自分や家族のためだけではない。
未来の自分を守り育てることになる。
私たちのお金を、国内外の犯罪者に渡さず、
技術を生み出し人材を育てる職場に届けることになる。



作成: 経済産業省 商務・サービスグループ参事官室 消費者政策分析官
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/kenkyuukan.html>

20

わからないこと、困ったことがあれば、188 に電話すると、地域の消費生活センターにつながって、相談員の人と話ができます。

経済産業省の本省や各地の経済産業局、沖縄総合事務局経済産業部にも消費者相談を受ける人がいて、電話で相談できます。

クレジットカードの不正利用や多重債務から身を守ることは、今の自分や家族のためだけではありません。

未来の自分を守り育てることになります。

そして、私たちのお金を、国内外の犯罪者の手に渡さず、技術を生み出し人材を育てる職場に届けることにもなります。

私たちはこうして、私たちがくらす世の中を、より良いものにしていくことができます。

身を守ることで、未来の自分と、世の中を守りましょう。¹

¹ 作成: 経済産業省 商務・サービスグループ参事官室 消費者政策分析官
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/kenkyuukan.html>